

事務連絡
令和3年3月16日

指定就労継続支援A型事業所管理者 殿

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室

令和3年4月以降の報酬算定に係る手続等について

就労継続支援A型事業所については、本年4月の報酬改定により、基本報酬の算定方法が大幅に変更になることから、全ての事業所が体制届を提出する必要がありますが、その手続等については、次のとおりとします。また、現時点で国から示されている通知等（案）を参考に送付しますが、今後通知等が確定した場合その内容によっては、本件に係る取扱いを変更する可能性がありますのであらかじめ御了承ください。

なお、この事務連絡による取扱いは、就労継続支援A型事業所のみ適用されるものであり、他のサービス事業所については、別途送付する事務連絡により取り扱ってください。

記

1 提出期限

令和3年4月30日（金）必着

※従来の加算等で、令和3年4月1日又は5月1日を異動日とするものを含む。

2 提出書類

- (1) 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

3 提出先

事業所等の所在地を所管する県民局健康福祉課事業者（第二）班

4 その他

- (1) 各加算に係る届出書及び添付書類については、今後国から示された時点で、提出期限とともに通知します。
- (2) 令和3年6月1日以降を異動日とする体制届の提出期限は、通常どおり前月15日となります。（例）異動日：令和3年6月1日 提出期限：令和3年5月15日
- (3) 体制等に関する届出書の提出後に、事業所において届出の要件を満たさないことが明らかになった場合には、速やかに体制の変更届を提出してください。

5 添付資料

- (1) (案) (厚生労働省告示) 厚生労働大臣が定める事項及び評価方法
- (2) (案) 報酬留意事項通知新旧対照表
- (3) (案) スコア留意事項通知
- (4) (案) スコア公表様式（全体・実績Ⅰ～Ⅳ・地域連携活動実施状況報告書）